令和８年度　滋賀県　喀痰吸引等第三号研修開催要項（指導看護職員等用）

指導看護職員とは、喀痰吸引・経管栄養等の医療ケアを担当する介護職員に指導できる看護師等のことです。

① 実地研修等の指導をしていただくためには、指導看護職員等が所属している機関や事業所の同意が必要です。受講者が提出する「令和８年度 喀痰吸引等第三号研修指導看護職員承諾書」（ご所属事業所等の公印が必要）へのご協力をお願い致します。指導看護職員等として、実地研修を始めて頂くためには、必ず下記の URL に示すテキスト内容を確認し、動画にて事前学習をしてください。

動画１：「第１章　重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」
動画２：「第２章　喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義
緊急時の対応及び危険防止に関する講義」
動画３：「第３章　喀痰吸引等に関する演習」
テキスト：「喀痰吸引等研修指導者マニュアル 第三号研修（特定の者対象）」
＊上記の動画１～３、テキストは下記の三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社ホームページよりご確認ください
URL： https://www.murc.jp/houkatsu_07/#houkatsu_html#houkatsu_07-01
動画４：「動画４喀痰吸引等第三号（特定の者対象）研修　指導看護職員研修」
URL： https://youtu.be/Vre5ANVDph4

② 事前学習終了後、「看護師等免許の複写」と「令和８年度 滋賀県喀痰吸引等第三号研修指導看護職員研修受講終了届」を事務局まで、必ず、郵送またはメールにてご提出してください。提出期限は、新規受講者の指導看護職員等の場合、受講決定後、受講者の基本研修が開始される前日までに、既修了者の方の指導看護職員等の場合は、随時です。書類不備の場合は実地研修を開始して頂くことができませんのでご注意下さい。

③ 事務局より書類受理の連絡を受けた後に、「現場演習・実地研修予定表」を受講者と作成し、事務局まで「現場演習・実地研修予定表」をメールにて送信後、現場研修及び実地研修を開始してください。

④ 実地研修終了後、「現場演習・実地研修予定表」（原本）、「評価票」（原本）、「評価票まとめ」（原本）、「振込依頼書」（すべて、ホームページからダウンロードできる）を事務局に郵送をして下さい。

⑤ 受講する介護職員等とは別の法人に所属する指導看護職員等には、看護職員所属事業所に実習指導費をお支払いします（同法人に所属する看護職員等が対応する場合は対象外となります）。介護職員等が提出する「令和８年度 滋賀県喀痰吸引等第三号研修受講申込書」の３の項目に記載されている指導看護職員のみが実習指導費の対象となります。なお、１人の介護職員等に、原則、１人の指導看護職員が対応します。複数の指導看護職員が対応した場合であっても、実習指導費を重ねてお支払いすることはできません。交通費を含み現場演習・実地研修１回分毎に５千円とし、上限は６万円までとします。
詳細につきましては、振込依頼書に記載している内容をご確認ください。

【各種書類のメール先アドレス】i_care@biwakogakuen.or.jp
【各種書類の郵送先】
《事務局》　〒525－0072　滋賀県草津市笠山８丁目３番 113 号
びわこ学園医療福祉センター草津内
滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターこあゆ
担当：園田　宛て

令和８年度
滋賀県　喀痰吸引等第三号研修　指導看護職員研修受講終了届

記載日：　　年　　月　　日

法人名		
事業所名	（種別：　　）	
事業所代表者名		
事業所連絡先	住所（〒　　－　　） 電話番号：　　ＦＡＸ番号： メールアドレス：	
ふりがな **指導看護職員　氏名**		生年月日 年　　月　　日 （　　歳）
保有資格	Ｉ．医師　（取得年月日　　・免許番号　　） ２．保健師（取得年月日　　・免許番号　　） ３．助産師（取得年月日　　・免許番号　　） ４．看護師（取得年月日　　・免許番号　　）	
確認欄 **（☑チェックを入れてください）**	□　開催要項に示された下記の動画をすべて視聴し、テキストを確認し、内容について十分に理解したので、実施研修の指導をすることができる。 動画Ｉ：「第Ｉ章　重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」 動画２：「第２章　喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義緊急時の対応及び危険防止に関する講義」 動画３：「第３章　喀痰吸引等に関する演習」 動画４：「喀痰吸引等第三号研修　指導看護師職員研修」 テキスト：「喀痰吸引等研修指導者マニュアル 第三号研修（特定の者対象）」	